



# 鳥取県公報

平成 26 年 5 月 7 日 (水)  
第 8 5 9 5 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (353) (東部振興課) . . . . . 2
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (354) (経済産業総室) . . . . . 2
	保安林の指定施業要件の変更予定 (355) (森林づくり推進課) . . . . . 3

# 告 示

## 鳥取県告示第353号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成26年6月22日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成26年5月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 申請のあった年月日  
平成26年4月22日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人鳥取社会生活サポートセンター
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名  
木下 嘉枝
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地  
鳥取市
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的  
この法人は、障がい者や高齢者など社会的弱者に対する権利擁護と福祉サービス受給への橋渡し、さらに、罪を犯した障がい者・高齢者の人々に対する更正・社会復帰に関する援助を行うため、関連する諸機関・個人と連携し、さまざまな社会的資源を活用することによって、これらの社会的弱者の安定した生活の維持の実現に寄与することを目的とする。

## 鳥取県告示第354号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成26年5月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
カインズホーム鳥取店F C ウシオ  
鳥取市古海590外
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ウシオ 代表取締役 潮 巽市 鳥取市二階町一丁目218
- 3 変更する事項  
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
変更前 株式会社ウシオ 開店時刻 午前9時30分 閉店時刻 午後9時（カインズホームの部分）  
株式会社ウシオ 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時（ケーズデンキの部分）

株式会社山口イエローハット 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時  
株式会社サンマート 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時  
有限会社あみはま薬局 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時  
松川商事株式会社 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時  
変更後 株式会社ウシオ 開店時刻 午前7時 閉店時刻 午後10時 (カインズホームの部分)  
株式会社ウシオ 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時 (ケーズデンキの部分)  
株式会社山口イエローハット 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時  
株式会社サンマート 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時  
有限会社あみはま薬局 開店時刻 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時  
松川商事株式会社 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前9時から午後10時30分まで

変更後 午前6時30分から午後10時30分まで

4 変更年月日

平成26年4月8日

5 変更する理由

来客者の利便性向上のため

6 届出年月日

平成26年4月7日

7 縦覧に供する書類

大規模小売店舗を設置している者の変更届出書及びその添付書類

8 縦覧に供する期間

平成26年5月7日から4月間

9 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済産業総室

鳥取市尚徳町116 鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課

10 意見書の提出

鳥取市の区域内に居住する者、鳥取市において事業活動を行う者、鳥取市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の鳥取市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、8の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

**鳥取県告示第355号**

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成26年5月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

西伯郡大山町高橋字河端137の1、137の3、137の4、140から142まで、144、144の1、147、羽田井字屋敷168の8、168の10、168の11、175の1、176の2、181の2、182の2、184の3、1153、松河原字東庄田1363の1、1365の1、1365の2、下市字入道418の1、御崎字鳥山534の1、535の1、544の3、字東浜552、552の1、553、字東浜ノ上頭554の1から554の7まで、字馬背555の1から555の4まで、556、557の1から557の3まで、

字阿弥陀山560、560の1、560の2、561の1から561の3まで、562、562の1、563の1、563の2、字東山571から574まで、575の1、577、580、585、585の1

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、大山町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。)